**委　託　契　約　書**

様式第１（委託契約書）

　支出負担行為担当官文部科学省初等中等教育局長　小松　親次郎（以下「甲」という。）と国立大学法人筑波大学契約担当役財務担当副学長　吉川　晃（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業名等）

第１条　甲は、乙に対し、次の委託事業の実施を委託するものとする。

（１）委託事業名　免許更新制高度化のための調査研究事業

（２）委託事業の内容及び経費　別添事業実施計画書のとおり。ただし、第８条によった事業計画変更承認後は、変更後の事業実施計画書のとおりとする。

（３）委託期間　契約締結日から平成２８年３月３１日

（委託事業の実施）

第２条　乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、免許更新制高度化のための調査研究事業実施要項、免許更新制高度化のための調査研究事業実施要領（以下「要項等」という。）及び別添の事業実施計画書に基づき、委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の額）

第３条　甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、2,845,109円（うち消費税額及び地方消費税額210,748円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

２　乙は、委託費を別添の事業実施計画書に記載された経費区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第４条　会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の９第１項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第１００条の３第３号の規定により免除する。

（危険負担）

第５条　委託事業の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

（第三者損害賠償）

第６条　乙は、委託事業の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（再委託）

第７条　乙は、この委託事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」とする。）してはならない。

２　乙は、この委託事業の一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された事業実施計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。

４　乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第２項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

５　乙は、再委託した事業に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

６　乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（計画の変更）

第８条　乙は、別添の事業実施計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間の流用で、費目間で増減する額が委託費の総額の２０％を超えない場合はこの限りではない。

２　甲は、前項の承認を行うときは条件を附することができる。

（事業の廃止等）

第９条　乙は、委託事業を廃止又は中止（以下「廃止等」という。）しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

２　甲は、前項の承認を行うときは、条件を附することができる。

（委託事業完了（廃止）報告）

第１０条　乙は、委託事業が完了したとき又は前条第１項の規定に基づき委託事業の廃止の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止）報告書、第２２条に規定する支出を証する書類の写し及び委託事業成果報告書１０部を、完了した日又は廃止の承認の日から、３０日を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

（検査）

第１１条　甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、事業の実施について検査するものとする。

（額の確定）

第１２条　甲は、前条の規定に基づく検査終了後、委託費について審査を行い、第１０条に規定する委託事業完了（廃止）報告書の内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

２　前項の確定額は、委託事業に要した実支出額に充当した委託費の額と第３条第１項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

（実地調査）

第１３条　第１１条及び前条の検査又は審査の実施に当たっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

（委託費の支払及び経理）

第１４条　甲は、第１２条の規定により委託費の額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

２　委託費の支払は、乙の請求に基づいて行うものとし、このため乙は、請求書を甲に提出するものとする。

３　甲は、適法な請求書を受理した日から３０日以内にその支払を行うものとする。甲は、同期間内に支払を完了しない場合は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）」に規定する責を負うものとする。

４　乙は、委託費によって生じた利子については、事業の実施経費に充てなければならない。

（不正行為等に対する措置）

第１５条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると思われる場合は、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

（１）乙が、この契約書に記載された条件又は委託要項に違反したとき

（２）乙が、この契約の締結に当たり不正な申立てをしたとき

（３）乙が、委託事業の実施に当たり不正又は不当な行為（以下、「不正等」という。）をしたとき

（４）乙が、委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき

２　甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、この契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（違約金）

第１６条　甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する額を請求することができる。

（談合等不正行為に係る違約金等）

第１７条　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

　一　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

　二　公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

　三　乙（乙が法人の場合に当たっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５条）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　乙はこの契約に関して、第１項の各号の一に該当することになった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（利　息）

第１８条　甲は、第１５条第２項による返還金に利息を付することができるものとする。利息については、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利５パーセントの割合により計算した額とする。

（相手方に対する通知発効の時期）

第１９条　文書による通知は、甲から乙に対するものにあっては発信の日から、乙から甲に対するものにあっては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

（代表者変更等の届出）

第２０条　乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

（委託事業の調査）

第２１条　甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

（書類の保管等）

第２２条　乙は、委託事業の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を経費区分に応じて記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託事業を実施した翌年度から５年間保存しておくものとする。

（著作権等）

第２３条　乙は、本事業の実施に伴い発生した成果物が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。）について、プログラム等の著作権を除き、この委託事業の完了又は廃止の承認の日をもって、甲に無償で譲渡するものとする。

２　前項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（成果の利用等）

第２４条　乙は、委託事業によって得た研究上の成果を利用しようとするときは、成果利用承認申請　書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

（資産の管理及び財産権の移転）

第２５条　乙は、委託事業を実施するため委託費により取得した設備備品等を善良なる管理者としての注意義務を負って管理するものとする。

２　乙は、前項の場合にはその設備備品等には委託事業により取得したものである旨を標示しなければならない。

３　乙は、設備備品等の財産権を委託費の額の確定後、甲の指示に従い甲又は甲の指定する者に移転するものとする。ただし、甲は委託費の額の確定前においても設備備品等の財産権を乙に対して指示し、甲又は甲の指定する者に移転することができる。

４　乙は、取得した設備備品等を処分しようとする場合は、甲の承認を受けなければならない。

（秘密の保持）

第２６条　乙は、この委託事業に関して知り得た事業上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に　漏らしてはならない。

２　乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

（疑義の解決）

第２７条　前各条のほか、この契約に関して疑義が生じた場合には、甲と乙が協議の上解決するものとする。

　上記の契約の証しとして本契約書２通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙各１通を保有するものとする。

　平成　　年　　月　　日

甲　　東京都千代田区霞が関３丁目２番２号

　　　　支出負担行為担当官

　　　　文部科学省初等中等教育局長

小　松　親　次　郎　　　印

　乙　　茨城県つくば市天王台１－１－１

　　　　国立大学法人筑波大学

契約担当役財務担当副学長

吉川 晃 　 印